

民間準拠貸借対照表 【メザニン支援事業】

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,249,966,459	流動負債	40,367,536
現金及び預金	8,249,295,047	未払費用	13,773,872
仮払金	671,412	未払法人税等	18,475,900
固定資産	49,320,206,000	賞与引当金	8,117,764
無形固定資産	2,196,000	固定負債	44,643,925,106
ソフトウェア	2,196,000	社債	38,800,000,000
投資その他の資産	49,318,010,000	長期借入金	5,800,000,000
投資有価証券	4,718,010,000	退職給付引当金	39,387,500
長期貸付金	44,600,000,000	役員退職慰労引当金	4,537,606
		負債合計	44,684,292,642
		純資産の部	
		株主資本	12,764,432,328
		資本剰余金	11,500,000,000
		その他資本剰余金	11,500,000,000
		利益剰余金	1,264,432,328
		その他利益剰余金	1,264,432,328
		繰越利益剰余金	1,264,432,328
		評価・換算差額等	121,447,489
		その他有価証券評価差額金	121,447,489
		純資産合計	12,885,879,817
資産合計	57,570,172,459	負債・純資産合計	57,570,172,459

民間準拠損益計算書 【メザニン支援事業】

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		
受取利息	336,370,854	
受取手数料	21,600,000	357,970,854
売上原価		
支払利息	109,033,938	
支払手数料	8,632,872	117,666,810
売上総利益		240,304,044
販売費及び一般管理費		158,989,006
営業利益		81,315,038
営業外収益		
有価証券売却益	19,499,250	19,499,250
経常利益		100,814,288
税引前当期純利益		100,814,288
法人税、住民税及び事業税	18,475,900	18,475,900
当期純利益		82,338,388

民間準拠の財務諸表に対する注記

1. 作成目的及び作成基準

民間準拠の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）は、財政投融資対象となっているメザニン支援事業について、「財政投融資改革の総点検について（平成16年12月10日 財政制度等審議会財政投融資分科会）」に従い、民間企業と同じ視点に立って、統一的な基準の下で、横断的に財務状況を明らかにするために、同事業年度の貸借対照表事業別内訳表、正味財産増減計算書内訳表及び会計帳簿を基礎として、「会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）」に準拠して作成しております。

2. その他の注記事項

正味財産増減計算書内訳表の特定資産評価損益等として計上される満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券の時価評価差額は、全部純資産直入法により民間準拠の貸借対照表のその他有価証券評価差額金に計上しております。なお、当該事項以外の注記情報については、作成を省略しております。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月28日

一般財団法人民間都市開発推進機構

理事長 花岡洋文 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋澤克彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤陽子 ㊞

当監査法人は、一般財団法人民間都市開発推進機構の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30事業年度におけるメザニン支援事業に関する民間準拠の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及びその注記について監査を行った。

民間準拠の財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、民間準拠の財務諸表の注記1に記載された基準に従って民間準拠の財務諸表を作成することにある。また、民間準拠の財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない民間準拠の財務諸表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から民間準拠の財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に民間準拠の財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、民間準拠の財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による民間準拠の財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、民間準拠の財務諸表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め民間準拠の財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の民間準拠の財務諸表が、すべての重要な点において、注記1に記載された基準に準拠して作成されているものと認める。

民間準拠の財務諸表作成の基礎

注記1に記載されているとおり、民間準拠の財務諸表は「財政投融资改革の総点検について」（平成16年12月10日 財政制度等審議会 財政投融资分科会）に従って情報開示するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

一般財団法人民間都市開発推進機構は、上記の民間準拠の財務諸表のほかに、平成31年3月31日をもって終了する事業年度について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び一般財団法人民間都市開発推進機構の会計規程に準拠した貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記を作成しており、当監査法人は、これらに対して、令和元年6月3日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

一般財団法人民間都市開発推進機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上